

て、当社は一切責任を負わないものとします。

## 基本約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の構成及び適用)

- 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が自ら提供するサービス(以下「当社サービス」といいます)及び提携会社サービス(本項に定義されます)において当社が媒介、代理、紹介その他の関与を行うサービス(以下「媒介等サービス」といいます。当社サービスと媒介等サービスの各サービスを個別に「個別サービス」といい、個別サービスを総称して「本サービス」といいます)、並びに当社と提携する会社(以下「提携会社」といいます)のサービス(以下「提携会社サービス」といいます)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)と当社との間で本サービスの利用にかかる取引を行うにあたり、本サービスに共通して適用される基本的な契約条件を定めることを目的とします。なお、本サービスの利用にかかる取引を行うにあたり、当社及び契約者は、本約款に基づく基本契約(以下「基本契約」といいます)を締結します。
- 当社は、本約款のほか、個別サービスの利用にかかる取引に適用される契約条件(名称及び形式の如何を問わず、以下「サービス約款」といい、本約款と併せて以下「当社約款」といいます)を制定する場合があります。なお、個別サービスの利用にかかる取引にあたり、当社及び契約者は、基本契約とは別に個別サービスを利用するための契約(以下「個別契約」といいます)を締結します。
- 個別契約には、本約款及びサービス約款の両方が適用されます。
- サービス約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めが適用され、サービス約款の定めと本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、サービス約款の定めが優先して適用されます。
- 契約者が最新の当社約款に同意した場合又は第4条(基本契約の締結及び成立)の定めにより同意したものとみなされた場合、それまでに締結されたすべての個別契約について、最新の当社約款が適用されます。
- 第三者のために契約者となる者(代理店等を指し、以下「代理店契約者」といいます)が、自己の顧客(以下「代理店顧客」といいます)のために、自己の名で基本契約及び個別契約を締結する場合、当社による承諾を必要とし、代理店契約者は、当社に対し、代理店顧客のために基本契約及び個別契約を締結する権限並びに基本契約及び個別契約に定める義務を履行するために必要な一切の権限を有することを表明し、保証するものとします。
- 提携会社サービスを契約者が利用するにあたって、当社が媒介等サービスを提供する場合であっても、契約者は自らを当事者として提携会社との間で提携会社サービスの利用にかかる契約(以下「提携会社サービス契約」といいます)を締結するものとし、当社は提携会社サービス契約の当事者にはなりません。なお、提携会社が提携会社サービスにかかる約款、規約等(その名称を問わず、以下総称して「契約条件」という)を制定している場合、当該契約条件が契約者に対し適用され、契約者は当該契約条件を遵守するものとします。なお、当社が媒介等サービスを提供するにあたり、当社は、かかる媒介等サービスについてのサービス約款を制定する場合があります。
- 当社は、媒介等サービスを提供する場合であっても、提携会社サービスの内容及び提携会社による提携会社サービスの履行について、何ら責任を負うものではありません。

#### 第2条 (約款の変更)

- 当社は、当社約款に定める権利義務に影響を生じさせない形式的な変更については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。
- 契約者の一般の利益に適合する当社約款の変更については、当社が申込書等で指定する当社約款を掲載したウェブサイト(以下「約款ページ」といいます)上に改定後の当社約款を掲載し周知することで、当社約款を変更することができます。この場合、当社は変更の効力発生日(以下「改定日」といいます)を定め、当該改定日をもって改定後の当社約款が適用されます。
- 当社約款の目的に反せず変更の必要性がある場合は、当社は、当社約款の改定日の2週間(当社がこれより長い期間を定めた場合はかかる期間)前までに約款ページ上に改定後の当社約款を掲載し周知した上で、当社約款を変更することができます。この場合、当該改定日をもって改定後の当社約款が適用されます。なお、当社約款の変更例は、以下に掲げるとおりとしますが、これらに限られません。  
(変更例)
  - 新たな個別サービスの追加(有料の個別サービスを除く)
  - 従前の個別サービスの陳腐化に伴う変更及び廃止
  - 違法又は不当行為を防止するための禁止項目の追加
  - 違法又は不当行為を防止するための権利の制限
  - 個別サービスの品質を維持するための料金値上げ等

#### 第3条(通知・届出)

- 当社から契約者に対する通知は、申請書等(次条第1項に定義されます。本条において以下同じ)又は申込書等(第7条第2項に定義されます。本条において以下同じ)により当社に届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信、契約者の住所への書面の送付又は当社のウェブサイト(以下「当社サイト」といいます)若しくは契約者に提供する管理システム(以下「管理システム」といいます)若しくは契約者に提供した方法によるものとします。なお、当社が電子メールの送信、書面の送付又は当社サイト若しくは管理システムへの掲載により通知を行う場合、当該通知は、当社が電子メールを発信した時点、書面を送信した時点又は当社サイト若しくは管理システムにおいて送信可能化した時点で到達したものとみなします。
- 契約者は、申請書等又は申込書等の記載事項に変更が生じる場合は、事前に(やむを得ない場合は事後遅滞なく)、当社に対し、当社所定の方法に従い、届け出るものとします。
- 契約者は、自己の事業を第三者に承継させる場合(合併、会社分割、事業譲渡等を含みますが、これらに限られません)、当社に対し、当社所定の方法に従い、事前にその旨を届け出るものとします。当社は、当該届出の内容を確認の上、契約者に対して必要な資料の提出等を要請することができ、契約者はこれに対応しなければならぬものとします。但し、当該届出をもって、第24条(権利義務の譲渡等)に定める義務を免れないものとします。
- 当社から契約者への通知について、契約者はこれを確認するものとします。契約者が当社からの通知を確認せず、又は契約者による届出義務の懈怠により延滞若しくは不到達となった場合、これによって、契約者に発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第2章 基本契約

### 第4条(基本契約の締結及び成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます)は、本サービスの利用に先立ち、当社所定の新規取引申請書又は取引申請画面等(以下併せて「申請書等」といいます)に必要事項を記入し、当社所定の手続きに従って、当社に申請書等を提出又は送信(以下併せて「提出」といいます)するものとします。かかる申請書等の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。なお、申請書等の提出にあたって、契約者は、自己の事業に必要な許認可等を取得していることを表明し、保証するものとします。
- 当社は、利用希望者による申請書等の提出後、利用希望者による本サービスの利用の可否について当社所定の審査基準に従って審査します。なお、利用希望者が以下の各号に該当する場合、利用希望者は本サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、遅滞なく利用希望者に対しその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由及び本サービスを利用することができない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることをできないものとします。
  - 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - 申請書等の内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
  - 事業に必要な許認可を取得していない場合
  - 利用希望者による本サービスの利用が当社の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断した場合
  - 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者又はこれらの者と関係性があると当社が判断した場合
  - その他、当社が利用希望者による本サービスの利用が不相当であると判断した場合
- 利用希望者による申請書の提出等を当社が認めた日をもって、当社と利用希望者との間で基本契約が成立します。

### 第5条(基本契約の契約期間)

- 基本契約の契約期間は、前条第3項(基本契約の締結及び成立)に定める基本契約の成立日より1年間とします。
- 基本契約の契約期間満了日の1か月前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって基本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、基本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

### 第6条(基本契約の解約等)

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、基本契約を直ちに解除することができるものとします。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(個別契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとします。なお、本条による基本契約の終了は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
  - 契約者が当社約款に違反した場合
  - 契約者が個別のサービスの支払いを滞り、当社からの催告にもかかわらず相当期間経過後も支払いがなれない場合
  - 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
  - 契約者が自己の営業の停止又は廃止をした場合
  - 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
  - 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
  - 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
  - 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
  - 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
  - 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
  - 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
  - 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
  - 契約者が死亡した場合
  - 契約者による当社への過度な要求があった場合
  - 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
  - その他契約者による基本契約及び個別契約の履行が困難であると当社が判断した場合
- 当社は、基本契約の期間中においても、契約者に対し電子メール又は書面による通知を行うことにより、基本契約を解約することができるものとします。
- 契約者は、基本契約の期間中においても、当社所定の方法に従い、解約希望日の1か月前までに当社に対し当社所定の届出を行うことにより、解約希望日をもって基本契約を解約することができるものとします。

## 第3章 個別契約

### 第7条(個別契約の締結及び成立)

- 個別契約の締結は、個別サービスごとに行われるものとします。
- 個別サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」といいます)に必要事項を記入し、当社に提出することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出をもって、利用希望者がサービス約款に同意したものとみなされます。
- 当社は、利用希望者による個別サービスの利用にあたり審査基準を設けている

場合、申込書等に基づき、当社所定の審査に従って利用希望者による利用の可否を審査するものとし、審査手続については、第4条第2項(基本契約の締結及び成立)の定めを準用するものとする。

- 個別契約の成立は、サービス約款に定めたとおりとします。
- 利用希望者は、申込書等の提出後、申込を撤回することはできないものとし、
- 個別契約の申込みにあたり、契約者は、契約者の役員又は社員(アルバイトを含み、以下「役職員」といいます)に対し個別契約を締結する権限を付与することができるものとし、契約者は、当社に対し、個別契約の申込みを行う者が当該権限を有していることを保証するものとする。

#### 第8条(個別契約の内容)

- 個別サービスの内容は、個別サービスごとの申込書、サービス約款及び当社が作成した個別サービスの営業資料(以下「営業資料」といいます)において定めるとおりとします。個別サービスの詳細は、当社が決定し、当社はこれを随時自由に見直すことができるものとし、但し、第2条(約款の変更)の定めに従って当該変更を行う場合、第2条(約款の変更)に定める手続きに則るものとし、
- 個別サービスの契約期間、利用料金、支払条件等の詳細は個別サービスの申込書又はサービス約款において定めるとおりとします。
- 契約者が個別契約を契約期間中に解約する場合、個別サービスの利用料金については、いかなる場合であっても日割り計算は行いません。
- 当社は提携会社サービスの内容には関与しません。

#### 第9条(個別契約終了後の取扱い)

個別契約が終了した場合、その終了事由の如何を問わず、終了時に未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本約款及びサービス約款が適用されるものとする。

### 第4章 契約者の責務

#### 第10条(禁止事項)

- 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含みます)を行ってはならないものとする。
  - 公序良俗に反する行為
  - 犯罪行為に結び付く、又は犯罪行為を助長するような行為
  - 法令に違反する行為又は法令に違反する行為に結びつく行為
  - 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利を侵害する行為
  - 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、又はこれらを助長する行為
  - 第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
  - 第三者に誤認混同を生じさせる行為
  - 当社若しくはその子会社その他の関係会社(以下併せて「当社グループ」といいます)又は第三者の商品若しくはサービスを毀損する行為
  - 当社グループ又は第三者の社会的信用を傷つける行為
  - ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
  - 当社若しくは第三者の設備、サーバー等に支障を及ぼす行為又は及ぼすおそれのある行為
  - 本サービスの提供を妨害する又は妨害のおそれのある行為
  - 本サービスの趣旨から逸脱した行為
  - 当社が別途禁止する行為
  - その他前各号に類する、又は前各号と実質的に同等の行為
- 前項各号のほか、当社は営業資料、当社サイト又は管理システム上において禁止事項及び注意事項等(名称を問わず、契約者が守るべき事項)を別途定めることができ、契約者はこれらを遵守するものとする。

#### 第11条(代理店契約者の代理店顧客に関する責任)

- 代理店契約者は、代理店顧客に対し、当社約款の定め(代理店契約者が同意する当社の責任を制限する内容、代理店契約者が当社約款において負担する義務及び責任に関する内容を含むがこれらに限られません)に同意をさせた上で、当社約款に定められる義務及び責任を負担させ、これらを遵守させる責任を当社に対して負うものとする。
- 代理店契約者は、代理店顧客による個別サービスの利用に関し、個別契約に定めるすべての義務及び責任を負うものとする。
- 当社、代理店契約者及び代理店顧客との間で紛争が生じた場合(但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除きます)は、代理店契約者は、当社を免責し、代理店契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負うものとする。
- 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について、解決に向けた対応が当社が行う必要があると判断した場合又は当社が対応せざるを得ない場合、当社は、代理店契約者の同意を得ることなく、当該紛争に対応することができるものとする。代理店契約者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担するものとする。

#### 第12条(調査協力義務)

当社は、以下の各号に該当する場合(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断した場合も含みます)、契約者に対し、資料等の提出、状況報告その他必要な協力を要請することができる。契約者はこれに協力するものとする。

- 本サービスの利用に関し、契約者又は本サービスを利用する者による不正利用等が生じた場合
- 本サービスを届けた契約者自らのサービス(以下「契約者サービス」といいます)の提供に関し、契約者が法令等に違反した場合
- 本サービス又は契約者サービスの利用に関し、当社に対する契約者の主張とそれらの利用者の主張が矛盾する場合
- 本サービス又は契約者サービスにかかる紛争が生じた場合

### 第5章 本サービスの提供の停止等

#### 第13条(本サービスの提供の停止等)

- 当社は、以下の各号に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を予

告なく停止することができるものとします。

- 当社グループの設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために必要な場合
- 電機通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中断した場合
- 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
- 第三者のサービス又は施設を利用して本サービスを提供している場合で、当該第三者の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
- 当社は、契約者が以下の各号に該当する場合(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断した場合も含みます)、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止し、又は契約者による本サービスの利用の一部又は全部を制限することができる。
  - 契約者が当社約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
  - 契約者、契約者の役職員その他の関係者が逮捕、起訴された場合
  - 契約者による本サービスの利用料金その他当社への支払が遅滞した場合
  - その他当社が合理的な理由により契約者に対する本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 前2項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金を支払うものとする。

#### 第14条(本サービスの廃止等)

- 当社は、社会情勢、ユーザー動向の変化等に対応するため、本サービスの内容を変更又は廃止することがあります。この場合、相当期間をもって契約者に対し通知を行うものとする。但し、行政機関、司法機関その他の公的機関による命令、処分、要請等により直ちに本サービスを廃止する必要が生じたときと当社が判断したときは、契約者に事前の通知を行うことなく直ちに廃止することができます。
- 前項に基づき本サービスを変更又は廃止する場合、当該変更又は廃止により契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。

### 第6章 知的財産権等

#### 第15条(知的財産権等)

- 契約者が当社に提供した契約者若しくは代理店顧客に関する情報(以下「契約者情報」といいます)に関する権利(特許権、商標権、著作権等の知的財産権その他一切の権利をいいます)は、契約者又は代理店顧客に帰属します。
- 以下の各号に掲げる本サービスにかかる情報(契約者情報は除きます)に関する権利(特許権、商標権、著作権等の知的財産権その他一切の権利をいいます)は、当社又はその権利を有する者に帰属します。
  - 当社サイト、管理システム若しくは本サービスにおいて提供される文章、画像、動画、プログラムその他の文字、図形、色彩、音声若しくは映像又はこれらを組み合わせたもの
  - 当社サイト、管理システム若しくは本サービスにおいて提供される著作物その他本サービスを構成する情報(デザイン、レイアウト若しくは構成を含むがこれらに限られない)
- 当社は、本サービスに関連して収集した情報を当社の事業の範囲内において使用することができます。

### 第7章 秘密情報及び個人情報の取扱い

#### 第16条(秘密保持)

- 当社及び契約者は、相手方が開示の際に秘密の旨を表示して開示した情報(以下「秘密情報」といいます)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスの提供の目的並びに権利の行使及び義務の履行以外に使用してはならないものとする。
- 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
  - 開示された時点ですでに公知であった情報又は既に当社若しくは契約者が適法に保有していた情報
  - 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知となった情報
  - 当社又は契約者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から入手した情報
  - 当社又は契約者が独自に開発した情報
- 第1項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則(金融商品取引所が定める規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとし、但し、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとする。
- 第1項の定めにかかわらず、当社及び契約者は、必要な範囲において、自己又はその子会社の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対して、秘密情報を開示できるものとする。

#### 第17条(個人情報の取り扱い等)

- 当社は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法(個人情報保護法ガイドライン・指針その他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ)及び当社サイト上において定める「プライバシーポリシー」に従って、適切に取り扱うものとする。
- 当社は、契約者が、当社約款に違反し、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの提供を確保するため必要と当社が認める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができるものとする。
- 契約者は、本サービスの利用により取得した個人情報を個人情報保護法に従って、適切に取り扱うものとする。

### 第8章 その他一般条項

## 第18条(非保証)

当社は、サービス約款に別段の定めがある場合を除き、契約者への本サービスの提供に関し、明示的又は黙示的であるかを問わず、期待若しくは特定の目的への適合性、機能及び効果の有効性、完全性、有用性又はシステムへの脅威に対する安全性についていかなる保証も行いません。

## 第19条(損害賠償)

1. 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が契約者又は代理店顧客に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、原因行為となった個別契約の利用料金(個別契約が年間契約のサービスの場合は、年額の利用料金の1/2)に相当する額を上限とします。但し、当社に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではありません。
2. サービス約款に損害賠償の定めがある場合は当該サービス約款の定めが優先して適用されるものとします。
3. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。
4. 契約者又は役員員その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

## 第20条(相殺)

当社は、基本契約及び個別契約に基づき契約者に対して負担する金銭債務がある場合、基本契約及び個別契約に基づき当社が契約者に対して有する金銭債権と当社が契約者に対して負担する金銭債務とを、当社が契約者に対して有する金銭債権(契約者が当社に負担する金銭債務)の弁済期の到来後に対当額をもって相殺することができるものとします。

## 第21条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び契約者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずる者(以下、前各号に該当する者を含み、総称して「反社会的勢力」といいます)
2. 当社又は契約者は、前項に定める通知を受領した場合又は相手方が前項の各号に該当する者であることが判明した場合、何らの通知又は催告を要せず、基本契約及び個別契約を解除することができるものとします。
3. 当社及び契約者は、自ら又は第三者をして以下の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
  - (3) 取引に関して、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
  - (5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為
4. 当社及び契約者は、相手方が前項に違反した場合には、相手方に対し、何らの催告なしに基本契約及び個別契約を解除することができるものとします。本条に違反した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務(個別契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による個別契約の解除は、本条の違反者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
5. 当社及び契約者は、相手方が反社会的勢力に該当すると判断した場合、相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに速やかに応じるものとします。相手方がこれに速やかに応じず、誠実に対応しない場合、相手方に対し、何らの催告なしに基本契約及び個別契約を解除することができるものとします。

## 第22条(不可抗力)

当社は、天災、地震、戦争、騒乱、伝染病、疫病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、運送事業者又は電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他の不可抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、基本契約及び個別契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、契約者にいかなる責任も負わないものとします。

## 第23条(再委託)

当社は、当社の責任において、本サービスの提供にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

## 第24条(権利義務の譲渡等)

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、基本契約若しくは個別契約上の地位を承継させ、または基本契約若しくは個別契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供することはできません。
2. 当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、又は当社が消滅会社若しくは分会社となる合併若しくは会社分割等により本サービスにかかる事業を包括承継させたときは、当社は、当該事業譲渡等に伴い、基本契約若しくは個別契約上の地位、権利及び義務並びに契約者情報を当該事業譲渡等の譲受人又は承継人に譲渡することができるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

## 第25条(完全合意)

基本契約及び個別契約の契約締結以前における当社及び契約者間の明示又は黙示

の合意、協議、申し入れは、基本契約及び個別契約の内容と矛盾又はこれに抵触する場合はその効力を有しない。

## 第26条(分離可能性)

本約款及びサービス約款について、いずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第27条(存続条項)

1. 終了事由の如何を問わず、基本契約又は個別契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款及びサービス約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、その全ての履行が終了するまで本約款及びサービス約款が適用されます。
2. 前項のほか、終了原因の如何を問わず、第9条(個別契約終了後の取扱い)、第11条(代理店契約者の代理店顧客に関する責任)、第12条(調査協力義務)、第15条(知的財産権等)、第16条(秘密保持)、第18条(非保証)、第19条(損害賠償)、第20条(相殺)、第21条第4項(反社会的勢力の排除)、第24条(権利義務の譲渡等)、第25条(完全合意)、第26条(分離可能性)、本条及び第28条(準拠法及び裁判管轄)は、有効に存続します。但し、第16条(秘密保持)については、3年に限り存続します。

## 第28条(準拠法及び裁判管轄)

1. 基本契約及び個別契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠します。
2. 契約者及び当社は、基本契約又は個別契約に起因し、又はこれに関連する一切の争訟について、訴訟に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## 第29条(旧約款等の失効)

基本契約の成立時において、契約者に当社が別途定める「レストラン加盟条件」及び「販促年間バック利用条件」(以下あわせて「旧約款等」といいます)が適用されていた場合は、旧約款等は以下のいずれかの日付をもって失効します。

- (1) 2021年8月3日から2021年8月31日までに基本約款が成立した場合  
失効日:2021年9月1日
- (2) 2021年9月1日以降に基本約款が成立した場合  
失効日:基本約款が成立した日

改定日 2021年9月1日